みどり市

令和7年7月時点

(対象者・内容) 事業名 硩 みどり子育て移住支援金(市独自制度) 移 対象者: 以下のすべてに該当する方 住 ・18歳未満の子が1人以上いる子育て世帯 支 ・みどり市への転入日が令和7年7月1日以降である 援 ・新卒採用者または転勤による転入ではない ・本制度の申請要件を満たし、令和8年3月31日までに申請を行った方 など 申請期間: 令和7年7月1日 (火曜) から令和8年3月31日 (火曜) 内 容: 基本額 100万円 18歳未満の子1人につき100万円(上限3人) 加算額 大間々町北部へ移住 50万円 東町へ移住 100万円 ちえのみ保育園に通園、あずま小中学校に通学 子ども1人につき10万円(上限3人) ※交付総額 最大530万円 ※申請期間内においても予算が終了次第、受付を終了。 問合せ: 《地域創生課 定住交流推進係》 Tel: 0277-46-9067 若者Uターン支援金 対象者: Uターン者 ・みどり市出身の20~29歳の単身者 ・18歳になる年度の3月1日時点まで市内に居住し、その後県外に生活拠点を移した ・みどり市への再転入日が、令和7年7月1日以降 ・支援金の申請日から、5年以上継続して、みどり市に居住する意思を持っている ・申請要件を満たし、令和8年3月31日までに申請を行った ・転勤による転入でない など 保護者 ・Uターンした方が18歳になる年度の3月1日時点で同居していた ・支援金の申請日から、5年以上継続して、みどり市に居住する意思を持っている など 申請期間: 令和7年7月1日(火曜)から令和8年3月31日(火曜) 内容:基本額 市内へUターンする若者とその保護者に、みどモスPayでそれぞれ20万円分を支給 加算額(Uターン者のみ) 大間々町北部へ移住 10万円分 東町へ移住 20万円分 ※申請期間内においても予算が終了次第、受付を終了。 問合せ: 《地域創生課 定住交流推進係》 Tel: 0277-46-9067 保育料・給食費完全無償化事業 対象者:【保育料】保育所等に通う児童のうち、保育の必要性があり、月の初日において市内に住所を有する。 【給食費】保育所等に通う児童のうち、月の初日において市内に住所を有する。 内 容: 子どもの人数、保護者の所得にかかわらず、保育所等に通う子どもたちの保育料・給食費(主食費・副食費)を完全無償 問合せ: 《こども課 幼児教育・保育係》 Tel:0277-76-0995 保育士等給与改善事業 対象者: 対象者:次のいずれにも該当する方 ・市内教育・保育施設(13か所)に勤務する職員 ・月120時間以上勤務する 内 容: 笠懸・大間々地区の教育・保育施設に勤務する者:月20,000円 東地区の教育・保育施設に勤務する者:月50,000円 問合せ: 《こども課 幼児教育・保育係》 Tel: 0277-76-0995

類子育て支坪

陌	事業名	(対象者・内容)

奨学金給付事業

対象者: 次のいずれにも該当する方

- ・本市の発展のために貢献する意欲のある
- ・大学、短期大学、高等学校(4年生及び5年生のみ)、専修学校の専門課程又は外国の教育制度による大学等に進学を予定している又は在学している
- ・学校、スポーツ又は文化芸術等の分野における成績が特に優秀で、その分野での活動を大学等で継続する
- ・品行方正で、卒業した、又は在学する高等学校等の長が推薦する
- ・経済的な理由により修学が困難
- ・生計維持者(原則、父母)が1年以上市内に住んでいて、市税等の滞納がない
- 内容: 在学又は入学する大学等の正規の修業期間内を給付期間とし、年額上限100万円を給付。

問合せ: 《教育総務課 総務係》 Tel: 0277-76-9844

奨学金貸与事業

対象者: 次のいずれにも該当する方

- ・経済的な理由により修学が難しい
- ・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校(中等教育学校の後期課程や特

別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦

内 容: 在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与。

貸与月額の上限

・大学院・大学・短大・専修学校専門課程(自宅外):30,000円

・大学院・大学・短大・専修学校専門課程(自 宅):20,000円

・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校 : 10,000円

令和7年度以降の新規貸与契約者を対象に、返還免除制度がを新設。 学校を卒業後、みどり市に居住し就業するなど一定の要件を満たした場合、貸与した奨学金を免除。

問合せ: 《教育総務課 総務係》 TeL: 0277-76-9844

不妊治療費助成事業

対象者: 不妊治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす方

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある
- ・医療保険に加入している
- ・市税の滞納がない
- 内 容: 不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円 (千円未満切捨て)

※県の助成を受けている場合はその額は差し引かれる。 助成回数:申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間:1月1日から12月31日までの治療分

申請期間:助成対象期間の年の4月1日〜翌年1月31日 問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

5歳児健診

対象者: みどり市に住所を有する実施年度に満5歳になる幼児

※4月1日生まれに関しては「年齢計算二関する法律」に基づき前年度の対象者とする

内 容: 問診、身体計測、内科診察、歯科・子育て講話、栄養・発達相談 問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

不育症治療費助成事業

対象者: 不育症の治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす方

・法律上の婚姻関係にある夫婦

・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある

・医療保険に加入している

・市税の滞納がない

内 容: 医師が認めた不育症治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円 (千円未満切り捨て)

助成回数:申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間:1月1日から12月31日までの治療分 申請期間:助成対象期間の年の4月1日~翌年1月31日

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

類 子育て支

分 類 事業名 (対象者・内容)

母乳外来助成事業

対象者: みどり市内に住所を有する、出産後4か月までに母乳外来を利用した産婦

内 容: 産科医療機関や助産院の母乳外来にかかる費用を一部助成。

助成回数:出産1回につき5回まで

助成額:1回につき上限1,000円(費用が上限に満たない場合はその金額)

申請期限:出産後6か月になるまで

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

産後ケア事業

対象者: みどり市に住所を有する産後3か月までの産婦とお子さんで次の条件に該当する方

・心身の不調や強い育児不安がある

・家族等から家事や育児等への支援が受けられない

・母子ともに病院等への入院治療を必要としない

内 容: 協力医療機関で助産師等の専門スタッフから、こころとからだ、育児のサポートを受けることが可能。(利用時自己負担金

あり)。

利用者負担:宿泊型(1泊) 3,800円

日帰り型(1日) 1,800円 日帰り型(半日) 900円

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

妊婦歯科健診

対象者: みどり市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦

内 容: 妊娠中に1回、歯科健診の費用を助成 受診方法:登録歯科医院に予約をして受診 健診内容:問診・口腔内診査・結果説明

問合せ: 《健康管理課》 Tel:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

おむつ用品支援事業

交付対象乳児: 令和6年4月1日以降に生まれ、1歳の誕生日の属する月末までの乳児

交付対象者: 乳児と同一世帯のみどり市に住所登録し、養育している方

内 容: 子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、おむつ用品券を給付することにより、子育て世帯の経済的

な負担の軽減を図る。

要件を満たす世帯に対して、市の指定店でおむつ用品を購入できるおむつ用品券(交付対象乳児1人当たり48,000円)を交

付。但し、転入者は申請した翌月分から1歳の誕生日の属する月分まで。

問合せ: 《子育て相談課 こども福祉係》 Tel: 0277-46-8864

放課後児童クラブの利用料金の減免

対象者: 放課後児童クラブを利用する児童の保護者で条件に該当する方

内 容: 放課後児童クラブを利用する世帯の状況に応じて、利用料金(月額10,000円)を減免

① 生活保護法の規定により保護を受ける者:全額免除

② 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯:2分の1を減免

③ 母子・父子世帯:2分の1を減免

問合せ: 《子育て相談課 こども福祉係》 Tel: 0277-46-8864

ファミリー・サポート・センター利用料軽減対策事業

対象者: みどり市・桐生市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方

内 容: 育児支援 (0歳~小学校6年生まで)

・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり

・病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など

介護支援

・食事の準備や後片付け

・買い物や薬の受け取り代行 など

利用料

・1時間あたり(1人につき)700円から1,600円(支援内容や利用時間帯などにより異なる)

※最初の1時間は、市から400円助成

問合せ: 《子育て相談課 こども福祉係》 Tel: 0277-46-8864

分 事業名 (対象者・内容) 類 学校給食費無料化 対象者: みどり市立の小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒 内 容: みどり市立の小・中学校及び義務教育学校で児童生徒に提供される給食を無償化。 食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しない。また、無料化に際し、特に条件は設けない。 問合せ: 《教育総務課 大間々学校給食センター》 Tel: 0277-46-9491 学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】 対象者: 食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者 ※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提。また、一部お弁当持参の場合は対象外。 内容:対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額 を補助. ①小学校及び義務教育学校(前期課程) 280円 ②中学校及び義務教育学校(後期課程) 326円 問合せ: 《教育総務課 大間々学校給食センター》 Tel: 0277-46-9491 みどり市産材記念品贈呈事業 対象者: 令和5年4月1日以降に出生し7か月児健診時にみどり市民として住民登録されている乳児 内 容: 市産材を活用したおもちゃ (積み木) を贈呈 問合せ: 《農林課 林政係》 Tel: 0277-76-1937 (直通) わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業 対象者: わたらせ渓谷鐡道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者 内 容: みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の保護者負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、 通学費の一部に対し補助金を交付。 東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅~桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額 問合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 結婚新生活支援補助金 住 対象者: ・令和7年1月1日(水曜)から令和8年3月31日(火曜)までに婚姻届を提出又は受理された夫婦 宅 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 支 ・夫婦の合計所得が500万円未満 援 ・申請時において 夫婦の一方又は双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など 内容: 令和7年4月1日(火曜)から令和8年3月31日(金曜)までにかかった費用のうち、婚姻日以降に発生した住居取得費用、住 宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を補助。 ・基本額 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下:60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下:30万円 ・加算額 大間々町北部に居住:20万円 東町に居住:40万円 ※赤什終婚 是十100万円 問合せ: 《こども課 こども政策係》 Tel: 0277-76-0995 みどり市東町定住支援空き家改修補助金 対象者:・空き家の所有者 ・空き家の所有者から空き家の改修について承諾を得た方 ※改修する空き家に「5年以上」居住する意思がある方 内 容: 空き家を住居として活用するために行う改修工事費を補助。 (例) 間取り変更、設備改修、バリアフリー改修、耐震改修、断熱工事等 ・基本額 補助対象工事費用の 4/5 (上限200万円) ・加算額 18歳未満の子ども:20万円/1人当たり(※上限3人、最大60万円) 市外からの転入世帯:40万円

※交付総額 最大300万円 (補助金の交付額は、補助対象工事費用を限度)

問合せ: 《東市民生活課 振興係》 Tel: 0277-76-0984

分類 事業名 (対象者・内容) **定住促進住宅事業**対象者:・みどり市東町地域に定住する意志を有する

・税の滞納のない

・身元引受人を1名つけられる

・家賃を支払う収入がある

・暴力団員でない

内 容: 市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅(沢入住宅)

を賃貸。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

定住促進住宅用地分譲事業

支

援

申込者の資格:・次の①又は②のいずれかに該当する方

①自ら又は直系卑属の親族が居住する住宅(生活の本拠とするものに限る。)を建築するため、宅地を必要としている方 ②自ら又は直系卑属の親族が既存の住宅(生活の本拠とするものに限る。)の宅地とともに使用するため、宅地を必要としている方

・指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いできる方

・自ら又は直系卑属※1の親族が、暴力団員でない方

指定の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻す。なお、契約日から10年

分譲条件: 間は、買戻特約登記を設定する。

内 容: 浅原分譲地(1区画)

· 面積 (登記面積) 301.98 m²、(敷地有効面積) 253.88 m²

·価格 1,087(千円) 東町並分譲地(2区画)

第2区画

・面積 258.59㎡

・価格 1,396(千円)

第15区画

・面積 253.36㎡

·価格 1,292(千円)

問合せ: 《都市計画課 まちづくり整備係》 Tel:0277-76-1903

勤労者資金貸付事業

対象者: 同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。

内容: 住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地(400㎡以下)を購入するための資金

範囲:住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること

増改築は、増改築面積が10㎡以上(補修は除く)

中古住宅は築後10年以内であること

融資条件:利率(固定) 年2.5% 限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下

返済期間 20年以内

問合せ: 《商工課 商工労政係》 Tel: 0277-76-1938

住宅用脱炭素推進補助金

対象者: ・自らが居住し所有する市内の住宅に下記設備を設置する

・世帯員全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していない

・過去に同一の設備について市から補助金の交付を受けた住宅でない

内 容: 各設備ごとの補助対象要件を満たす場合、次のとおり補助

①太陽光発電システム 5万円

②リチウムイオン蓄電池 15万円

③木質ペレットストーブ 補助対象経費の1/2以内の額(上限10万円)

④薪ストーブ 補助対象経費の1/2以内の額(上限10万円)

⑤LED照明器具 補助対象経費の1/2以内の額(上限5万円)

⑥EV·PHEV·FCV 5万円

⑦電気自動車充電設備 補助対象経費の1/2以内の額(上限2万5千円)

⑧V2H充給電設備 5万円

⑨おひさまエコキュート 2万円

⑩宅配ボックス 補助対象経費の1/2以内の額(上限1万円)

問合せ: 《SDGs推進課》 Tel: 0277-76-0985

分 事業名 (対象者・内容) 類

みどり市空き家バンク制度

対象者: みどり市内の空き家物件を買いたい(借りたい) 方あるいは売りたい(貸したい) 方。

内容: 市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ

等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

住環境改修補助事業

住

宅

支

援

対象者: みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がない。

施工業者が市内業者。

内容: 市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に

対し補助率1/10ト限10万円の補助事業。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

空き家改修補助事業

対象者:・空き家を購入した方、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする方又は補助対象空き家の所有者の法定相続 人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある方。

・市税の滞納のない方。

施丁業者が市内業者。

内 容: ・市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の額で上限60万円。

・補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円を加算。加算の上限は20万円。

問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

浄化槽設置整備補助金

対象者:・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を 専用住宅 に設置する方

・市税の滞納がない方

・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方

・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方

内 容: 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽)に切り替える工事に要する経費について、予算の範 囲内で補助金を交付するもので、配管工事費も補助対象となる。

※建物の新築・建替えによる工事は対象外

(補助金 ト限額)

5人槽 690.000円 7人槽 756,000円 858.000円 10人槽

※補助金上限額は配管工事費分(上限300,000円)を含む額です。

※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。 問合せ: 《簡水下水道課 総務係》 Tet: 0277-46-7918

公共下水道接続促進補助金

対象者:・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方

市税の滞納がない方

・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方

・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方

内 容: くみ取り槽の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。

※建物の新築・建替えによる丁事は対象外

(補助金額)

接続工事に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額(その額に1,000円未満の額が生じたときは、その端 数を切り捨てた額)上限10万円

※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。

問合せ: 《簡水下水道課 総務係》 Tel: 0277-46-7918

分 事業名 (対象者・内容) 類 貸し農園の設置 (浅原体験村) 対象者: 農業体験を行いたい方 内容:面積1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付(利用期間は、1年間) ○その他の施設等 ・コテージ(10人用、8人用、4人用)5棟 1棟12,000円から ・食堂、直売所、管理棟(シャワー、トイレ付き) ・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1.100円 ・バーベキューハウス ・貸出用農機 (耕うん機) ・屋外トイレ ・駐車場70台分 問合せ: 《農林課 農政係》 Tel: 0277-76-1937 市民農園の設置(諸町市民農園) 対象者: 市内在住・在勤者 内 容:面 積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付(利用期間は、1年間) ○その他の施設等 休憩ハウス ・簡易トイレ ・水道 ·駐車場33台分 問合せ: 《農林課 農政係》 Tel: 0277-76-1937 起業家チャレンジ資金貸付事業 対象者: 新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する方または事業開始後1年未満の方で、市税等に未 内 容: 資金使途:創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 援 融資条件:利率(固定) 年1.7% 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金:5年以内、設備資金:10年以内 運転・設備併用:10年以内 取扱金融機関(申し込み先):市内の銀行、信用金庫、信用組合 問合せ: 《商工課 商工労政係》 Tel: 0277-76-1938 グループ28(移送サービス) そ 対象者: 東町内に住所を有し、事前に会員登録を行っている方 മ 内 容: 日常生活の中で、特に外出に伴う移動手段に支障を来たし、移送支援を必要とする方に対し、通院、買物等の移送サービス 他 を有料で提供する(要予約、市外への移動にも使用可)。 (基本料金) ・1kmあたり100円 ・東町内片道最大300円(東町内及び水沼診療所まで) ・笠縣町、大間々町内(桐生市に設置している電話でバスのバス停(新桐生駅、桐生厚生総合病院、ヤオコー桐生相生店、 相生団地・川内町4丁目集会所前)を含む)最大500円 問合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Tel: 0277-76-0984 電話でバス(デマンドバス) 対象者: どなたでも利用可能 内 容: 笠懸・大間々地域で運行している、時間と乗車区間を電話で予約して利用する乗合バス 運行時間:午前7時30分~午後7時30分 予約方法:電話またはWEB 運賃 : おとな1回300円、こども(小学生以下)150円

※未就学児は無料(おとな1人に対して2人まで)

問合せ: 《企画課 政策調整係》 Tel: 0277-76-0962